

答申情第118号
令和3年2月10日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月6日付け教総調第190号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

就学事務の手引の公文書公開決定事案（諮問情第201号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和元年8月9日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成13年「就学事務の手引」以降の現在のもの求める。又、同一内容に係るものの現在使用中。（学事事務）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「就学事務の手引（平成29年度改訂版）」を特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年8月23日付けでその旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和元年10月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求については、当初、公文書公開請求書に「平成13年「就学事務の手引」以降の現在のもの求める。又、同一内容に係るものの現在使用中。（学事事務）」と記載されていたことから、審査請求人が求めている具体的な文書の特定を行うため、令和元年8月14日に審査請求人に公開を求める公文書について電話にて確認をしたところ、「現在使用している就学事務の手引」であることが確認できた。したがって、処分庁で作成し、現在使用している就学事務の手引は平成29年度改訂版であることから、処分庁は、本件請求の公文書を「就学事務の手引（平成29年度改訂版）」（以下、「本件公文書」とする。）と特定した。

(2) 本件公文書の公開について

本件請求に対する決定後、処分庁が令和元年8月23日付けで審査請求人に公文書公開決定通知書を送付したところ、令和元年8月27日に審査請求人から、本件公文書のうち必要部分についてのみの交付を希望する旨連絡があった。したがって、その必要部分を審査請求人が特定することができるよう、処分庁は、審査請求人に対して令和元年8月28日に当該公文書の表紙及び目次を送付したうえ、必要部分について、審査請求人から連絡をもらうこととなった。

その後、令和元年9月2日に審査請求人から、本件公文書のうち、「第3 外国籍者の就学（P14～15）」、「第7 転学（P27～29）」、「第10 就学猶予・就学免除（P59～61）」、「第11 外国へ転出、外国から転入する児童・生徒の取扱い（P62～63）」、「第13 就学義務年齢超過者の就学（P66）」、「第15 児童・生徒が行方不明になった場合（P68）」、「就学事務関係根拠法令（P123～124）」及び「参考（各種通達、行政実例等）（P125～133）」の写しを求めるとの連絡があったため、令和元年9月5日に当該部分の写しを送付した。

上記のとおり、処分庁は、本件請求に対する決定後、実際に写しの交付を行う際にも、審査請求人からの要望に応じて、本件公文書のうち、必要部分として求められた箇所の特定に努め、その希望される該当部分について交付を行った。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 特別永住者4世を除籍（〇〇中学校校長2名が、退学届作成した除籍の不就学状態にした。）

被告京都市の**弁明書は、一審答弁「特別永住者4世の韓国籍不知）、二審では、「民法上、親権者強く、家庭教育（不就学）出来る被告書面。

本件には、全く欠く被告京都市一審・二審の主張である。裁判と同じ書面（根拠資料）求める。

(2) 文部科学省の通知の表記欠くなり、客観的理解難しい。（不作為）誤認与える懸念もある。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、就学事務（小学校への入学，中学校への入学，外国籍者の就学，洛風中学校・洛友中学校・西京高等学校附属中学校への就学，私立・国立・府立の小中学校に係る就学手続，市立総合支援学校への就学，転学，通学区域外就学，特別就学，就学猶予・就学免除，外国へ転出，外国から転入する児童生徒の取扱い，聴講生，就学義務年齢超過者の就学，原級留置，児童・生徒が行方不明になった場合など）について，京都市教育委員会が作成した手引の最新版（平成29年度改訂版）であり，このうち，審査請求人が写しの交付を要するとして挙げたものは以下の部分である。

ア 表紙

イ 目次

ウ 第3 外国籍者の就学（P14～15）

エ 第7 転学（P27～29）

オ 第10 就学猶予・就学免除（P59～61）

カ 第11 外国へ転出，外国から転入する児童・生徒の取扱い（P62～63）

キ 第13 就学義務年齢超過者の就学（P66）

ク 第15 児童・生徒が行方不明になった場合（P68）

ケ 就学事務関係根拠法令（P123～124）

コ 参考（各種通達，行政実例等）（P125～133）

(2) 本件処分について

ア 本件処分において処分庁は，本件公文書を審査請求人に確認したうえで特定し，審査請求人に対してその全てを公開している。それにもかかわらず，審査請求人が本件処分に対してどのような不服を有しているのか，審査請求書及び反論書を確認する限り，その理由は判然としない。一般的に考えれば，このような非公開部分がない処分に対する不服は，処分庁が特定した公文書が，自らの求めている文書と異なっている場合が想定される。

本件処分については，処分庁が審査請求人に確認のうえ公文書を特定したものはあるが，事実，審査請求書において過去の裁判事例について触れたうえ，「裁判と同じ書面（根拠資料）を求める。」との記載も見受けられることからすれば，審査請求人の本件審査請求における不服の趣旨は，処分庁が特定した本件公文書と審査請求人が求めている文書との不一致であるとも考えられる。

イ しかし、当審査会が審査請求人から提出された本件請求に係る公文書公開請求書を確認したところ、裁判に関する記述などは何ら見て取れず、単に就学事務の手引を求める旨が明記されているにとどまるものであった。また、処分庁は、審査請求人に直接確認したうえで本件公文書を特定しており、その後、審査請求人の求めに応じて本件公文書中のうち審査請求人が必要とする部分の写しを交付しているものであり、このような経過も踏まえれば、処分庁が本件公文書を特定したことに不合理な点はないと認められる。

ウ なお、審査請求人は、東京都が審査請求人に提供した文書と思われる「平成30年度 学事事務取扱解説集」（抜粋）を添付したうえで、反論書において、「文部科学省の通知の表記欠くなり、客観的理解難しい。（不作為）誤認与える懸念もある。」と述べていることからすれば、京都市が作成した本件公文書中に、東京都が作成した上記文書には明記されている文部科学省の通知が示されていないことについての不服を述べているとも考えられる。そうであれば、当該不服は、公文書公開請求に係る処分に対する不服ではなく、処分庁が作成した文書の内容に対する不服であり、当審査会が審議する事項ではないので、念のため申し添える。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 元 年 1 1 月 6 日 諮問

1 2 月 6 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 2 年 1 月 2 0 日 審査請求人からの反論書の提出

1 2 月 2 4 日 審議（令和2年度第7回会議）

令和 3 年 2 月 1 0 日 審議（令和2年度第8回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）